

非常通信実施の要領

1 非常通信とは

(「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」非常通信協議会 より抜粋)

非常通信は、電波法（以下、同法と言う。）第 52 条第 4 号において、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「非常の場合」という。）において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信と規定されています。

非常の場合の無線通信については、同法第 74 条第 1 項の規定により、総務大臣は、非常の場合において人命の救助、災害の救援等必要な通信を無線局に行わせることができます。

なお、同法第 74 条の 2 で、総務大臣は、同法第 74 条第 1 項に規定する通信の円滑な実施を確保するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならないと規定されています。

2 非常通信の通信内容

非常通信の通信内容は、非常事態に関係したおおむね次のような内容のものであればよいことになっています。

- ・ 人命の救助、遭難者の救助に関するもの
- ・ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- ・ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- ・ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- ・ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関する事など、すべての災害に関係して緊急措置を要する内容であれば取り扱われます。

3 非常通信の発信資格

非常通信は、主として官庁をはじめとする防災関係機関が利用することになりますが、人命の救助に関するものや急迫する危険又は緊急措置に関するものは誰でも利用することができます。

4 非常通信の発信方法

(1) 非常通信の依頼

通信のあて先まで（場合によっては、途中まで）送ってもらうことのできる最寄りの無線局のある機関、又は事業所等へ、できるだけ使送により通報の発信を依頼してください。（使送とは、自動車、バイク、自転車等を利用し、又は徒歩により通報文を発信依頼先へ直接届けることをいいます。）

非常災害時にあたっては、通信施設を持っている者においても自己の業務、事業に関連した非常通信もあり、また、緊急の通信も相当輻輳することが予想されます。

従って、他人の通信施設を利用する場合には、その依頼する通信は、真に非常通信にふさわしい通信内容のものとし、最寄りの無線局に持参するとともに、あらかじめ最寄りの無線局を選定し、その利用の仕方について十分に打ち合わせを行い、連携をしておくことが大切です。

このとき、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備を保有する主な機関は次のとおりです。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 警察庁 | 9. 株式会社新潟放送 |
| 2. 海上保安庁 | 10. 日本放送協会 新潟放送局 |
| 3. 国土交通省 | 11. 株式会社NST新潟総合テレビ |
| 4. 気象庁 | 12. 株式会社テレビ新潟放送網 |
| 5. 県内各市町村及び消防本部 | 13. 株式会社新潟テレビ二十一 |
| 6. 東日本電信電話株式会社 | 14. 株式会社エフエムラジオ新潟 |
| 7. 日本赤十字社 | |
| 8. 東北電力株式会社 | |

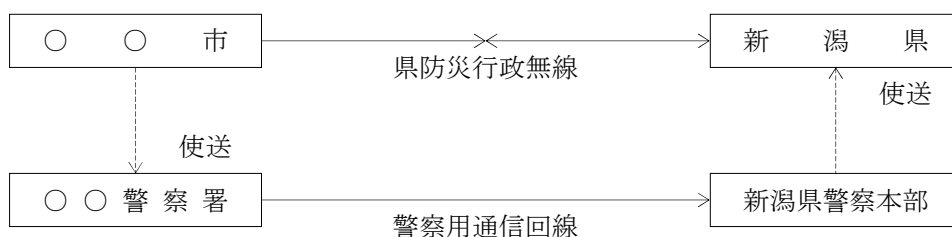
※上記のほか、信越地方非常通信協議会の構成員のうち最寄りの機関

(2) 非常通信用紙の作成

- ① 用紙 依頼先に内容を正確に伝達するため、別紙「非常通信用紙」を使用してください。
(用意できない場合は、どのような用紙を用いても結構です)
- ② あて名 受信者の住所、氏名(名称)を正確に記入するほか、電話番号がわかっている場合は、できるだけそれを付記してください。
- ③ 本文
 - ・できるだけ簡潔、明瞭に記載してください。
 - ・応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目(例えば「自衛隊100名の派遣を要請する」「毛布1,000枚を送りたい」のように)を記入してください。
 - ・訓練の場合は、本文の最初に必ず「訓練」の文字を入れてください。
- ④ 通信記載例 別紙記載例及び記載要領を参照してください。
- ⑤ 報告 非常通信を実施後、信越非常通信協議会へ報告が必要となるので、非常通信用紙は報告用に保管して下さい。

(3) 非常通信の伝送例

例えば、ある市から新潟県へ連絡する際に、東日本電信電話(株)の回線や県防災行政無線が使用できない場合を想定します。このとき、下図のように最寄りの警察署から警察用通信回線を利用し、新潟県へ伝送する方法があります。



非常通信用紙

あて先	機関名： 住所：		TEL： FAX：
発信人	発信日時： 月 日 時 分 機関名： 住所： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：	
通			
報			
文			
伝	1	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
達	2	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
経	3	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
路	4	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：

* 訓練の時は、通信文の冒頭に「訓練」と必ず記載すること。

* 回線種別には使用した回線の種別を記載する。

例：消防無線、防災相互波、県防災行政無線、NTT回線、地星（地域衛星通信ネットワーク）等。

* 発信人は、あて先に直接送信できない場合は、中継依頼機関に送信すること。

* 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。（受信及び送信時刻は完了した時刻記入すること）

* FAXによる通報の場合は着信機能を使用して、着信確認を行うこと。

非常通信用紙

あて先	機関名： ○○県知事 殿		TEL：
	住所： 信越市旭町1108		FAX： 地星 ◇◇◇◇◇◇◇◇
発信人	発信日時： 11月 26日 10時 23分	伝達方法：無線 有線 使送	
	機関名： 日本海町長 住所： 日本海町14番5号 (取扱者： 松井)	回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：地星 ○○○○○○○○	
通報文	「訓練」地震による被害発生。救援隊を頼む。		
	本日、9時30分ころ、日本海町周辺で震度6程度の地震が発生し、死者・けが人が多数でている。		
	町内全域で電話不通。 各所で道路寸断。		
	被害状況の詳細は調査中であり判明次第報告する。		
	日本海町長		
伝達経路	1	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	2	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	3	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	4	受信(時 分)・送信(時 分) 機関名： (取扱者)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：

*訓練の時は、通信文の冒頭に「訓練」と必ず記載すること。
 *回線種別には使用した回線の種別を記載する。
 例：消防無線、防災相互波、県防災行政無線、NTT回線、地星（地域衛星通信ネットワーク）等。
 *発信人は、あて先に直接送信できない場合は、中継依頼機関に送信すること。
 *中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。（受信及び送信時刻は完了した時刻記入すること）
 *FAXによる通報の場合は着信機能を使用して、着信確認を行うこと。

非常通信（訓練）通報用紙の作成・記載要領（記載例参照）

1 あて先、発信人

- (1) あて先……………通報の最終のあて先を記載（住所・電話番号も含む。）
- (2) 発信人……………発信人名等を記載（住所・電話番号・伝達方法・回線種別・伝達手段も含む。）
- (3) 本文……………訓練の場合は、冒頭に「訓練」と記載。本文を終えた後続いて発信人名を記載。

2 伝達経路

発信人は、あて先に直接送信できない場合、中継依頼機関に送信すること。中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

- (1) 受信……………受信を完了した時刻を24時間制で記載。
- (2) 送信……………次の局へ送信完了した時刻を24時間制で記載。
- (3) 機関名……………受信した際に、自局名（呼出名称）及び取扱者名を記載。
(通報を受け取った時点で発信局から時局までの経路の取扱無線局名がわかることになる。)

- (4) 回線種別については、次の中から選択して、略称を記入すること。

中 防…中央防災無線（地上系）
中 星…中央防災無線（衛星系）
警 察…警察用通信回線
消 防…消防防災無線（地上系）
水 防…水防道路用無線
海 保…海上保安用通信回線
防 衛…防衛用通信回線
電 力…電気事業用通信回線
地 星…地域衛星通信ネットワーク
県 防…都道府県防災行政無線（地上系）
市 同…市町村防災行政無線（同報系）
市 移…市町村防災行政無線（移動系）
消 救…消防・救急無線
地 域…地域防災無線
相 互…防災相互通信用無線
専 用…電気通信事業者の専用回線
非 常…非常波（4, 630 KHz）
その他…その他の通信回線